

地籍の匠・担い手育成プログラム

第7次国土調査事業十箇年計画の開始を始めとして、事業制度の見直しや技術革新の進展など、地籍調査を巡る実施環境が大きく変化するなか、当協会は3資格からなる資格制度「地籍の匠・担い手育成プログラム」を通じて、次世代に続く「担い手の育成」と「新分野への対応」に向けた取り組みを進めています。

技術者の皆様には積極的な参加を、国・自治体等関係の皆様にはご理解とご支援をお願いします。

[地籍の匠・担い手育成プログラム]の3つの特長

- ① 最上位資格の新設と新分野への対応を充実した3資格制度への再編
- ② 担い手育成コース開設等による多様なステップ・アップを支援
- ③ CPDの評価と研修体系との調和を通じた資格制度と継続教育の連携



注) (1) 10 (1) 5 等の記述は、各資格受験に必要な実務経験年数にちなんだ資格の通称です。



一般社団法人 日本国土調査測量協会

新たな資格制度の概要

地籍総合技術監理者 F10

＜目指す役割・機能＞ • 品質管理者 • 照査技術者 • 地籍アドバイザー / コンサルタント相当
• 受託監督者/受託検査者 • 管理技術者

資格要件	測量士かつ地籍調査管理技術者	試験科目
実務経験	地籍調査実務経験：原則として10年以上の者 かつ当面の間、地籍調査管理技術者の資格更新を一回以上行った者を対象とする。	①事業管理 (技術・業務経験論文) ②地籍調査管理 ③技術管理 [上級] ④地籍技術 [総合]

地籍調査管理技術者 F5

＜目指す役割・機能＞ • 受託監督者/受託検査者 • 管理技術者 • 主任技術者 • 作業班長

資格要件	測量士または測量士補	試験科目
実務経験	地籍調査実務経験：5年以上の者 ★地籍調査扱い手技術者は、資格登録以降（資格登録に係る受験年度を含む）の地籍調査に関する実務経験が2年以上の者（通算4年以上）とする。	①関係法令実務 (国土調査法及び関連法令) ②一筆地調査 ③技術管理 (工程管理・検査・認証) ④地籍測量 ★地籍調査扱い手技術者又は地籍主任調査員は、①②の科目を免除する。

地籍調査扱い手技術者 F2

＜目指す役割・機能＞ • 一筆地調査員

資格要件	資格を問わない。 (注) ★は[扱い手育成コース]の特典を示す。	試験科目
実務経験	地籍調査実務経験：2年以上の者 ★公共測量(測量法第5条)実務経験を算入できるものとする。	①関係法令実務 (国土調査法及び関連法令) ②一筆地調査 ③地籍測量 ④基礎技術論

新たな資格制度と継続教育の連携

講習名	地籍の匠・扱い手講座		技術管理等講習	事業管理特設講習
	一筆地調査研修	技術者実務研修		
受講対象	資格・経験年数を問わない		[地籍総合技術監理者]資格試験受験予定者等	[地籍総合技術監理者]資格試験合格者及び受験予定者等
講習内容	関係法令実務 国土調査法及び関連法令 一筆地調査概説 一筆地調査事例研究	技術管理（※認証試験） 地籍調査の推進 地籍調査の効率化 新技術概論	地籍調査管理 技術管理（上級） 地籍技術（総合）	総合管理技術 経済性管理・人的資源管理・情報管理・安全管理・社会環境管理 VE：バリューエンジニアリング

※「技術管理」を修了していない[地籍調査管理技術者]を対象に認証試験を実施しています。

継続教育（測量系CPD）プログラム ー資格更新時に測量系CPDの取得を条件化ー

資格別	地籍調査扱い手技術者 F2	地籍調査管理技術者 F5	地籍総合技術監理者 F10
学習ポイント (5年間)	30ポイント以上		40ポイント以上
うち協会指定	20ポイント以上		20ポイント以上

※ 資格試験や講習会の実施時期等及び資格更新についての詳細は、当協会HPをご覧ください。